

盛岡広域都市計画間野々地区地区計画（矢巾町決定）

盛岡広域都市計画間野々地区地区計画を次のとおり決定する。

名 称		間野々地区地区計画	
位 置		矢巾町大字間野々第 2 地割及び第 3 地割の各一部	
面 積		約 3.0ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は、地区南側は町道谷地線、地区東側は国道 4 号と接続しており、道路交通の利便性が優れている。特に、国道 4 号は東日本を縦断しており、多くの人及びものが行き交っている。このような立地条件を生かし、市街化調整区域を維持しつつ、地域保全を図り、周辺環境との調和がとれた業務施設等を集約化し、新たな産業拠点となる産業用地とすることを目標とする。	
	土地利用に関する方針	産業活動の増進を図るための土地利用とする。	
	地区施設の整備の方針		
	建築物等の整備の方針	土地利用方針に基づき、周辺環境と調和した産業を集約化し、新たな産業拠点となることを実現するため、建築物等の用途の制限を定める。	
地 区	地区施設の配置及び規模	道路	道路（幅員 9 m 延長約 270m）
		公園及び緑地	敷地面積の規模に応じて設置すること。
区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	次の各項に掲げる建築物以外は建築することができない。ただし、地区計画の決定告示の際、現に存するこの制限に適合しない建築物及び土地については、この限りではない。 1 事務所 2 工場（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（る）項第 1 号を除く） 3 自動車車庫 4 倉庫 5 自動車修理工場 6 前各項に掲げる建築物に附属するもの	
備考			

「区域は、計画図表示のとおり」